

午前9時19分開会

○民谷会長 それでは、本日の政務活動費交付額等審査会を始めたいと思います。

本日は委員の方お二人が欠席でございますけれども、千代田区議会政務活動費交付額等審査会に関する規程第6条第2項の規定により、委員の過半数が出席しておりますので、審査会は成立しております。

それでは、お手元の次第、議題に従って進めていきたいというふうに思います。

最初に、議題（1）でございます。各区の用途基準・交付額等について、その現状をご説明いただいて、その後、質疑としてまいりたいと思います。

それでは、事務局からご説明いただきます。

○依田次長 はい。それでは、着席のまま説明させていただきます。

前回の審査会では、政務活動費の実際の支出について、具体的な書類を確認いただき、質疑にお答えするといった進め方をさせていただきました。今回は、今後またさらに政務活動費の見直しについて議論いただく参考とするため、23区を中心とした他の自治体の政務活動費の現状や相違点及び当区議会の置かれた現状について概略を説明いたします。

それでは、まず資料1をごらんいただきたいと思います。1枚目の右側でございます、全国市議会議長会条例案の抜粋でございます。これは23区を初め、全国の市などが条例上の用途基準をつくる上で参考にしている標準的な用途基準でございます。当区議会でも、資料1の左側にありますように、この全国市議会議長会条例案を参考に、条例上の用途基準を定めてございます。

1枚おめくりいただくと、全国市議会議長会条例案と当区議会条例の比較を掲載してございます。当区議会のものは若干細かい用途を示した用途基準でございますが、全国市議会議長会条例案に対応する、ほぼ標準的な基準を横引いている状況でございます。ただし、全国市議会議長会条例案の（5）要請・陳情活動費については、主に国会等への陳情活動のための交通費、通信費でございますが、当区議会では用途基準としてございません。ここが当区議会の特徴の一つとなっております。これは、23区においては、23区が所属する議長会という団体が、国や都に対し、さまざまな要望、要請を行っていることから、当区では必要がないという判断がされたと思われまふ。この用途を置いている区も若干ございます。

また、同じ表の（10）事務所費でございますが、当区では、事務所費自体は設けてございません。その中身であります政務活動に使用する事務機器類の購入やレンタル・リース代は支出可能となっております。こちらも当区の特徴となっております。

なお、事務所費を持たないかわりに、外部折衝や区民相談のための交際費的な会議費を設けているところも特徴の一つとなっております。

このような点から、資料、すみません、2でございますが、23区及び関東近県の政令指定都市の条例、別表の抜粋をご用意いたしました。こちらをご参照いただきたいと思ひます。

おのおの、多少のオリジナル性はございますが、この全国市議会議長会の標準的な基準をもとに条例を作成している、どうやらそういうところが読み取れるところでございます。恐らく全国の市議会でも同様の骨組みとしての規定を整備していると思われまふ。

なお、こちらの後ろの方におつけしてございますが、東京都と北海道と、あと2県の資

料も参考にご参照いただきたいと思います。つくりは、区市とほぼ同様の基準となっております。

また、この資料の中で、前回の審査会で調査するよう委員から要請のあった人件費と会議費等についての細目、細かい取り決めにつきましては、他の費目同様、大枠としての規定は、標準的な基準により成り立っておりますが、その定め方には、条例で定めている区もあれば、規則・規程を定めている区もございます。また、要綱や指針で定めている区もございます。ここに各自治体の定め方の違い、相違点が見られます。まさに、その自治体の特徴、オリジナル性があらわれ、千差万別でございます。

当区では、大枠を条例で定め、詳細を申し合わせなどによって明示してございます。

まず人件費の定め方でございますけれども、他の自治体では、多少の違いはありますが、ほぼ常勤を認めている規定となっております。一方、千代田では、常勤を禁止しているところに大きな特徴がございます。

次に、会議費についてでございますが、こちらは多種多様でございます。みずからの会議を実施する際の経費のみであったり、会費、茶菓代を基準に入れたり、飲食を禁止したりといった、さまざまな取り決めがあるのが現状でございます。

すみません、次に資料3をごらんいただきたいと思います。23区の政務活動費交付額一覧でございます。区の規模に違いがありますが、23区平均の165万余の、前後の交付額となっております。

なお、（発言する者あり）16万5,000余ですね。失礼しました。前後の交付額となっております。

なお、最高額は世田谷区の24万円であり、最低額は荒川区の8万円となっております。

ちなみにでございますけれども、こちらの表にはございませんが、政令指定都市でございますが、さいたま市におきましては、議員一人当たり20万円ということでございます。ただし、会派を選択した場合、34万円あるいは14万円の選択制をとってございます。

千葉市におきましては、議員1人30万円、これは月額になります。大阪市におきましては、議員一人当たり47万5,000円。ただし、会派を選択する場合、1会派57万円あるいは9万5,000円の選択制というふうになってございます。横浜市におきましては、議員一人当たり55万円、月額でございます。

一番新しい政令指定都市の相模原市におきましては、議員一人当たり10万円、月額ということでございます。ちなみに、相模原市、人口は70万人ということでございます。

すみません、最後に、資料5をごらんいただきたいと思います。あ、すみません。資料4でございますが、資料4をごらんください。この資料は、按分比率の適用事例の判決でございます。

この按分比は、政務活動のほか、政治活動、選挙活動、選挙運動を含む政治活動、後援会活動、私的な活動の割合は、一体どの程度かといった基準を示した判決となっております。人件費、備品費、事務所費、または通信費などの、各自治体ではどの程度が政務活動目的に使われているのか、区分けに苦慮している実情があります。多くの自治体では、独自の按分比を用いたり、また、この判決を参考に、使途基準の費目ごとに按分比を定めているケースもございます。一方、明確に区分できないと判断して、その都度按分するケ

ースも見られます。当区の場合は、通信費の中、ホームページ等の経費に按分比を用いている現状がございます。

資料に基づきます使途基準、交付額等の実情の説明は以上でございます。

○民谷会長 ありがとうございます。

ご質問等ございましたら、お願いしたいと思います。

先ほどの政令指定都市の中で、月額のご紹介がありましたね。

○依田次長 はい。

○民谷会長 それで、会派のところで、選択制というのがちょっとあったと思うんですけども、これはちょっとご説明いただいていた方がいいですか。

○依田次長 はい。

大変恐縮でございますが、これ、例規集からちょっと参考に引っ張ってきた数字でございます。それで、ちょっと、読み込みが浅くて申しわけなかったんですが、この二つに分かれていること自体が、ちょっと明確な説明がなかったんですね。

○民谷会長 ほう。

○依田次長 ただ、ちょっと感覚的に、推測するには、やはり会派の規模によって選択制がとられているのかなというふうに感じます。その辺、ちょっと廣瀬教授のほうにフォローしていただければと思うんですが。

○民谷会長 はい。

これは、会派の場合というのは、一人会派も認めるわけですかね。

○依田次長 そのような規定もございます。はい。

○民谷会長 はい。一人会派を認めて、会派の場合に、AかBか。

○依田次長 ええ、そうですね。はい。政令指定都市や都道府県はこういった選択制をとっているところが多うございます。

○民谷会長 ほう。幾つかあるんですか。

○依田次長 はい。幾つかございます。

○民谷会長 場合によっては、また教えていただいて……

○依田次長 そうですね、こちらも、はい。

○民谷会長 これはこうだということですね。

○依田次長 はい。さらに調査いたします。

○民谷会長 はい。

それから、先ほどありました23区については、ほとんどの区が人件費について常勤の方を認めているということですね。

○依田次長 はい。

○民谷会長 その常勤を認めている場合は、当然、その方のする仕事に応じて、要するに政務活動費について、幾ら充てられると。これは、ほぼあれですか、按分が入っているということよろしいんですか。それとも、そうは必ずしも言えないんですか。

○依田次長 按分をとっているところが、数区ですね。あと、ほかは、特に按分で規定しているところは少ない状況でございます。

○民谷会長 ああ。そうすると、常勤を認める場合に、それがいわゆる政務活動費に対応する人件費であるという、そういう申請をされて交付すると。

○依田次長 はい。どうやら、そのようでございます。

○廣瀬副会長 ちょっとよろしいでしょうか。

○民谷会長 はい。どうぞ。

○廣瀬副会長 一般的な知見としてということで、具体的にここはこうということではないのですが、会派の控室に常勤のような形で事務員さんを配置して、それを会派の政務活動費から常勤の人件費として支払っているという場合で、これはもう、議会内で、会派の議会活動のための人件費なので、100%それを支弁するというパターンが多いように思います。

他方で個人事務所の経費を認めていて、そちらも按分——多くの場合、個人事務所だと、政治活動と議員活動の両面がありますので、例えば2分の1という事務所費も按分。で、その事務所スタッフとして雇用している方の人件費も同じ按分でというパターンが多いのかなと、そういう認識です。

○民谷会長 ですから、会派にいわば政務活動費を担当するセクションがあって、そこによく、ね、都議会なんかの場合であれば、政務調査会の事務局という形で、職員もいますよね。その方は、基本的には政務活動についての活動をされるという前提ではあるんですよ。と、今、廣瀬先生のおっしゃったのは、そういう場合には、基本的には全部見ると。ただ、個人事務所は、もう、どういふことがあるかわからないので、いわばそれを割り当てといいますかね、按分として見ていくという、そういうことでよろしいんですね。

○廣瀬副会長 はい。そういうパターンが多いと思います。

○民谷会長 そうですね。ありがとうございます。

この資料の2の一番最後のページですけれども、これはあれですかね、東京都の手引ということでよろしいんですかね。（発言する者あり）

○依田次長 はい。こちら、東京都の議会の、手引の抜粋ということですね。

○民谷会長 そうですね。はい。

○依田次長 すみません。ちょっと、下の部分が……

○大矢局長 条例は、結構前ですね。

○依田次長 はい。

○大矢局長 都条例は1個前のページに。

○民谷会長 27ページはどのような経費に充当できるかというご説明があって……

○依田次長 はい。

○民谷会長 それで、その一番最後のページについては、「専ら政務活動の場合」とか「その他の議員活動が混在する場合」とか、それは分けられますよみたいな……

○依田次長 あ、はい。そうですね。

○民谷会長 言葉が書いてあるということですね。

○依田次長 そうですね、人件費についての細かい細目……

○大矢局長 手引ですね。

○依田次長 手引ですね。はい。

○大矢局長 右にちょこっと書いてある、東京都の手引なんで。

○民谷会長 うん。

○大矢局長 会議費と人件費についての手引の抜粋……

○依田次長 はい。抜粋ということになります。

○民谷会長 はい。ありがとうございます。

今ご説明あったこと等について、何かご質問とか確認とか、ございますか。

○廣瀬副会長 千代田区の場合は、ほとんど個人事務所を持っている人がいないですから、人件費というか、スタッフがいる場合はほとんど議会の、各会派の控室にいるというケースが多いですね、千代田区の場合は。

○依田次長 個人事務所をお持ちの方も数名いらっしゃるんですが、ほぼ、事務所を持たず、会派での活動が主というふうな状況もございます。

○民谷会長 千代田の場合はですね。

○依田次長 千代田の場合です。

○民谷会長 そうすると、千代田の場合は、あれですか、議会の、こちらのほうで会派の事務所を置いて、そこに仮に職員の方とかアルバイトの方がいらっしゃれば、そこにいらっしゃるということが通例というか、普通の場合では……

○依田次長 はい。通例、そうです。

○民谷会長 そういうことでよろしいんですね。

○依田次長 はい。

○上村委員 今もそういう方って、いらっしゃるんですか。

○大矢局長 あ、います。ええ。

○依田次長 ええ、いらっしゃいます。

○上村委員 あ、そうなんですか。

○依田次長 ただ、千代田区の場合……

○大矢局長 認められていない……

○依田次長 通年を通してというのがなかなか難しいんで、単発に期間を区切ってという形になりますね。

○上村委員 そのときだけに。

○依田次長 はい、そういう。

○廣瀬副会長 あと、議会活動の、個人ニュースといいますかね、議員活動報告というニュースレターみたいなものを郵送されたり、配られたりということがあると思うんですが、これの内容についての按分とかは、特段は、ルールは設けていらっしゃらない。

○依田次長 そうですね。明文上はないんですが、ただ見せていただいて、内容が特に私的なというか、政治活動にこう大きく触れているような場合は、もうちょっと、こう、議会活動について掲載してくださいというような、ちょっとご依頼は申し上げているところです。はい。

○大矢局長 あと、個人なんかを出しているのでも、事務局のほうで、（発言する者あり）事務局のほうでね、写真ばかり多いと、本当は有権者って、写真が多いのが見やすいから、こういうのが見やすいという話ですけど、事務局のほうでは、これ、ちょっと写真ばかり多いと、ちょっとこれが外れ、もうちょっと写真は少なくしてくれとか、そういう……

○依田次長 その関係で、按分していただいているケースもございます。

○廣瀬副会長 ああ、なるほどね。

○民谷会長 ああ、なるほどね。

○依田次長 はい。

○廣瀬副会長 よそでの判例なんかの中には、時候の挨拶と本人の顔写真という部分は、これは政治活動というか選挙に向けてみたい要素なので、その面積比は、政務活動費は充てないとかですね……

○依田次長 ええ。

○民谷会長 ああ。

○廣瀬副会長 そうというような。まあ、政務調査費の時代の判例だと思いますけれども、そういう例もあるので、政策に関することが書いてある面積だけが該当するというような考え方が、まあ判例によって定着してしまった感じですね。なかなかきれいには分けにくいですね。

○民谷会長 これ、千代田の場合は、人件費については、家族又は日常的に事務員の雇用は使用禁止になっているわけですね。

○依田次長 ええ。はい。

○民谷会長 そうすると、その場合、どういうふうになるんですか。仮にそういう、日常的な職員の方がいらっしゃっても、それはもう、申請の対象にしていけないということですか。それとも、そういう方がいらっしゃったら、政務調査活動をやっているときだけ、こう、出しちゃうということ。そういうことはできないということなんですかね。今のこの、用途禁止事項から言うと、仮に、会派に職員の方を雇用していらして、その方が政務調査的な活動を当然なさいますよね。

○依田次長 ええ。

○民谷会長 けども、これで言うと、全くそれについては申請ができないということになるんですか。

○大矢局長 ですね。

○依田次長 はい。

○民谷会長 そのためにだけ……

○依田次長 そのためにだけ……

○民谷会長 アルバイトを雇った場合は払えますよね。

○依田次長 はい。

○大矢局長 基本的には、ずっといるパターンが多いんですけども、この部分をやり出すというときの支払いはしている。

○民谷会長 ああ、そうですか。

○大矢局長 ええ。

○民谷会長 では、もう、一つ一つ足し込みながら……

○大矢局長 だから、割と、いる期間でも全く払えていない期間というのは、それなりにあるはずなんで。来てはいるけども、払っていませんよという。ええ。

○民谷会長 ふーん。

○大矢局長 ときと、払っているときと。

○依田次長 ただ、年間を通していらっしゃるかということ、そういう形でもないですね。

○民谷会長 あ、そうですか。ああ、そうなんだ。

○依田次長 毎日はいらっしゃらない。

○民谷会長 ああ、そうですか。

○大矢局長 まあ、その辺は、多分、またヒアリングなんかで聞かれると。

○民谷会長 そうですね。ちょっと、それを教えていただきたいと思うんですね。

この按分比のところは、資料の4になりますけども、これは、判決が2分の1とか3分の1とか、それぞれなんですけども、これはベースになる事象によっても、ねえ、多少それは違うんですけども。

○依田次長 はい。

○民谷会長 今、判決の流れとしてはこうだとかということは、特にないんですかね。

○廣瀬副会長 これ、多分大阪高裁のものは、その実態を見てこの割合になっていると思いますけども、判決によっては、明確には区分ができないものについては何かこう、機械的に適用するしかないと。

○民谷会長 ああ。

○廣瀬副会長 その場合であればというようなことで、例えば2分の1と判断をしたり、3分の1と判断をしたり。で、この9分の1は、恐らくそういうタイプではないんだろうなど。確認してみないとわかりませんが。

○民谷会長 うん。ちょっと、9分の1は異質ですよ、これは。

○廣瀬副会長 そうですね。ええ。

○民谷会長 ですから、個別の事例に当てはめて裁判所が判断をされたのか、もっと概念的な割り切りというかね。これはちょっと、あるような気がしますよね。ありがとうございます。

○上村委員 すみません。この各区の金額って、すごく差があるんですけど、これはどうしてなんですか。

○依田次長 はい。荒川区の8万円というのは、以前16万円だったものを、数年前に減額したような状況です。

あと、ほかは、ほぼ、この政務調査費発足当時から、若干の変更はあるところもあるんですが、最初の決めでという形で、こういう形で。はい。まあ、これは予算との関係もありますので、こういったような……

○上村委員 ああ、そうなんだ。

○依田次長 はい。条例上の交付額というふうな、最初の議会での決めというような状況でございますね。

○上村委員 その、じゃあ半額になったというのは、最初がちょっと予算立てが悪かったということなんですか。

○大矢局長 いや……

○依田次長 やはり……

○大矢局長 多分、ほかはわからないですけど、千代田区なんかの場合でも、最初に比べて、だんだんだんだんふえてって、どんどんどんどんふえていって、何回かにわたってふえていって15万までふえていったという過程でありますから……

○上村委員 あ、そうなんですね。

○大矢局長 だから、もしかしたら、調べていないですけど、ほかの区も、最初に比べれば、どんどんふえていったんじゃないかと思われそうですかね。

- 上村委員 ああ、そうなんですか。
- 大矢局長 だから、減額という流れは……
- 依田次長 ええ。まあ、ここの数年ですよ。
- 大矢局長 それまでは、ずっとふえる傾向だったわけですから。
- 上村委員 ああ、そうなんだ。
- 民谷会長 品川は、あのケースはどうなったんでしたっけ。品川も減額したんでしたっけ。
- 依田次長 たしか減額されているんじゃないかなと思うんですけど……
- 民谷会長 そうですよ。
- 依田次長 減額されて19万だったように。はい。
- 民谷会長 そうですよ。私の記憶では、そういう記憶。例えば、訴訟が起こって、ある内容について裁判所の判断を求めて、その裁判所の判断の結果、その項目の用途、内容が変わってきますよね。そうすると、それが減額する。
- 上村委員 ああ。その分、減らすことに……
- 民谷会長 ええ。ことにはなるんですね。ですから、区の中には、そういうケースをたどったところもあると思います。
- 廣瀬副会長 確かに、この審査会は、使い方もいろいろやっていますが、この額そのものをこの金額でいいかどうかというのを決めるのも大きな、非常に大きなことですからね。金額のことだから。
- 上村委員 ねえ。これって、ほんと、どうやって、この金額が決まるのかって。うん。
- 廣瀬副会長 まさに、この、例えば今回にしたら、この審査会の中で、この額が妥当なのか、あるいはそれより上げたほうがいいのか下げたほうがいいのかという、まあ、答申。答申がそのまま採用されるかどうかというのはまたありますが、ここでそれを出すというのが一番大きなことですね。
- 上村委員 そうですよ。これ、すごい気になりました。
- 廣瀬副会長 そうですね。
- 依田次長 まあ、この数値を積み上げていく上での、それぞれの議員さんたちのいろいろな経費については、ここ、意見を出し合って、これはこのぐらいかかるんじゃないか、これはこのぐらいかかるんじゃないかというある程度の積み上げに基づいて、意見を出しながら、こういう数字に積み上げているんじゃないかなというふうに思われるんですが。最初からこの数字ありきではなく、やっぱり積み上げてというところはある程度あるかなという。ええ。
- 上村委員 そうですね。これ、今、この項目がそれぞれ幾らずつかかるから、じゃあトータルして、この金額としているということですよ。
- 依田次長 そうですね。政務活動に関する経費ってこのぐらいかなというところで、それで、最終的にこういうふうな数値に……
- 廣瀬副会長 ただ、難しいのは、今まで見てきてもらったように、会派によって比重が違いますから……
- 上村委員 そうですよ。
- 廣瀬副会長 平均的にこれが幾ら幾らって積み上げれば、同じぐらいだったらいいで



すけど、その比重が会派によって全然違うから、そう簡単に、この費目が幾らぐらいだねというのが一概に言えないところがありますよね。

○上村委員 ああ、そうですね。

○依田次長 あと、やっぱり上限と捉えるのか、やっぱり最低ラインで捉えるかという会派の違いで、やはり。さらに、これよりももうちょっとかかっているんだよというところも実際あるかなというところがありますね。

○上村委員 そうですよ。

○民谷会長 先ほどのご説明の中で、千代田の場合は、事務所費を認めていないと。したがって、会議費の中で、会議に別の場所を用いた場合ですね。それを、この会議費の中に入れてというお話がありましたね。

○依田次長 はい。

○民谷会長 この使途基準等注意事項の中の④番に、「会議に不向きな場所での打合せ等は」云々という記述がありまして。これはあれですか、事務局さんで、これはちょっと認めがたい。例えばこの場所では打ち合わせをしたというのはちょっと困りますねというふうなことが、ケースとしてはやっぱり出てくるんですか。

○依田次長 そこまで不向きなところで開催しているというのは、まあ、私の記憶ではないですね。

○民谷会長 ああ、そうですか。

○依田次長 はい。

○民谷会長 じゃあ、これではねられたことは、ほとんどないということですね。

○依田次長 過去にはあったかもしれないんですが。はい。

○民谷会長 はい。まあ、レアケースだと。

○依田次長 はい。

○民谷会長 はい。

よろしいですかね。何かございますか。

○廣瀬副会長 そうですね、使途の特徴としては、課題別経費というくくり方を導入されているというのが特徴で、余りほかのところにはそういうタイプのくくりというのは、余り見当たらないような気がするんですが。何かこう、それを導入された経緯があったんでしょうか。

○依田次長 あ、やはり、こう、目的を明確にする——この課題別については、特にいろいろな重要課題に対して、区民に、こう、聞きたいというようなアンケート調査ですね、こういったものが主でございます。ですので、そういったアンケート調査にかかわるいろいろな経費を統合的に使えたらなということで、細かい費目にとらわれずに、そういうようなくくりでというような捉え方をしていこうというのが、うちの区の考え方で、発足したというところがあります。

○廣瀬副会長 うん。

○民谷会長 ですから、区政の課題に、そういう横断的なものにも取り組んでいただきたいという、そういう思いのあらわれでもあると思うんです、これは。

○依田次長 はい。

○廣瀬副会長 目的別予算みたいなもので……

○民谷会長 そうですね。

○廣瀬副会長 一つの目的を達成するために、印刷費も使えば、通信費も使うし、人件費もあるだろうと。だけれども、これは全体として一つの目的で多分やっているというのが、こういうふうに区切れば見えやすいわけですよ。で、通常の使途基準の中にも多分それぞれは入ってくるもので構成されるんだと思いますけれども、それがばらばらになると、何のためにこの活動をしているのかというのは少し見えにくくなって、もう一段、別の説明が必要になるけれども、課題別経費で、これは何々の活動のためにこういう費目で構成してやりましたという報告が上がると、そこは見えやすくなります。

○民谷会長 あれですか、これは確かにほかのところではあんまり見ない。

○廣瀬副会長 うん。

○依田次長 そうですね、余り見ないですね。

○民谷会長 見ないですよ。

○依田次長 はい。

○民谷会長 で、かつ、これは、やっぱり会派さんによって、比較的これをよくお使いになるところというのは、何かあるようですよ。

○依田次長 はい。

○民谷会長 それじゃあ、よろしければ、議題の（１）については、そのようにさせていただきたいというふうに思います。

それで、議題の（２）なんですけれども、これは各派の意見聴取ということで、先だってからさせていただいておりますけれども、個別会派から忌憚のないご意見をお聞きすることとさせていただきますので、その会派の中の個人情報等に触れる事柄等出てまいるといってもありますので、議会政務活動費交付額等審査会に関する規程6条3項ただし書きの規定で、この議題については非公開でさせていただきたいと思っておりますけれども、よろしゅうございましょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○民谷会長 その他ですけれども、次回の審査会開催日については、2月の中旬ごろ開催させていただくということで、また事務局のほうから調整の上でご連絡をさせていただきたいと思っております。よろしゅうございましょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○民谷会長 では、ほかに特になければ、じゃあ、これで交付額等審査会のほうは閉じたいと思っておりますので、あとは別室で、（２）の項目についてやらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

午前9時58分閉会